

交通安全テスト (中学・高校生用)

正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

- ① 自転車には守るべきルールが多くあるが、その中でも基本的なルールを示した「自転車安全利用五則」がある。

☐

- ② 一時停止標識には、自転車も従わなければならない。

☐

- ③ 歩道と車道の区別のない道路を自転車で走行中、前方に同方向へ進行する歩行者がいたので、そのすぐ横を注意して走行した。

☐

- ④ 自転車を運転する際は、必ずヘルメットをかぶらなければならない。

☐

- ⑤ 自転車を運転中に事故を起こして相手に怪我を負わせた場合、怪我をさせた人の年齢に関わらず、損害賠償責任を負う場合がある。

☐

交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車には守るべきルールが多くあるが、その中でも基本的なルールを示した「自転車安全利用五則」がある。

★解説★

自転車安全利用五則とは、自転車を安全に乗るためのルールで、内容は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | 2 車道は左側を通行 |
| 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | 4 安全ルールを守る |
| | ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 |
| | ○ 夜間はライトを点灯 |
| | ○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |
- 5 子どもはヘルメットを着用



- ② 一時停止標識には、自転車も従わなければならない。

★解説★

一時停止標識には、車やバイクと同様に自転車も従わなければなりません。
また、一時停止の「停止」とは、**車輪の回転が完全に止まること**を意味するものですので、停止線等の手前でしっかり止まり、左右を確認してから進行しましょう。



- ③ 歩道と車道の区別のない道路を自転車で走行中、前方に同方向へ進行する歩行者がいたので、そのすぐ横を注意して走行した。

★解説★

注意するだけでなく、**安全な間隔を保つ（最低1メートル）**か、**徐行しなければなりません。**



- ④ 自転車を運転する際は、必ずヘルメットをかぶらなければならない。

★解説★

自分の命を守るためです。
万が一の事故に備えてヘルメットをかぶりましょう。



- ⑤ 自転車を運転中に事故を起こして相手に怪我を負わせた場合、怪我をさせた人の年齢に関わらず、損害賠償責任を負う場合がある。

★解説★

過去に、小学生が起こした自転車事故で**約9500万円**の賠償金を命じられた判決事例があり、これは、小学生の保護者が十分な指導や注意をしていたとはいえ、監督義務を果たしていなかったとして、保護者に支払いを命じています。

年齢に関係なく、加害者になれば損害賠償責任を負いますので、安全運転を心がけて、事故に遭わない、事故を起こさないようにしましょう。



<交通安全テスト>

解答・解説（中学・高校生用）

- ① 自転車を運転するときは、数多くルールがある中で、特に重要なものを示した「自転車安全利用五則」というルールがある。【○】

A：自転車には守るべきルールが多くありますが、基本的なルールを取り上げた自転車安全利用五則があります。

◎ 自転車安全利用五則の内容

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

<指導のポイント>

自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならないためには、「自転車安全利用五則」の徹底が基本です。

自転車にはいろいろなルールがありますので、ルールをしっかりと守って安全運転に努めましょう。

- ② 一時停止標識には、自転車も従わなければならない。【○】

A：一時停止標識がある場所は、自転車も一時停止しなければなりません。

● 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

- (2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な交差点等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

③ 歩道と車道の区別のない道路を自転車で走行中、前方に同方向へ進行する歩行者がいたので、そのすぐ横を注意して走行した。【×】

A：安全な間隔を保つか、徐行しなければなりません。

● 道路交通法 第18条（左側寄り通行等）

第1項 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

第2項 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

※ 「これとの間に安全な間隔を保ち」とは

車両の進行速度との関係もあり、画一的に何メートルとはいえないが、よろけたり、急に道路を横断しようとしたりするような歩行者の急な動きにも対応できるように、最低1メートルは必要だと解されています。

<指導のポイント>

歩行者の横を通行する際は、減速し十分な間隔を取りましょう。

十分な間隔が取れない場合は、直ちに停止することができるような遅い速度で進行（徐行）しなければなりません。

④ 自転車を運転する際は、必ずヘルメットをかぶらなければならない。【○】

A：自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

★ 令和3年4月15日に、交通の方法に関する教則が改正され、全年齢に対する自転車用ヘルメットの着用が推奨されました。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

(10) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

● 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）

※ 過去、自転車乗用中に亡くなった方のほとんどがヘルメットを着用しておらず、その亡くなった方の主な損傷部位の多くが頭部損傷です。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自分の命を守るためにも、自転車に乗るときは子供も大人もヘルメットをかぶりましょう。

⑤ 自転車を運転中に事故を起こして相手に怪我を負わせた場合、怪我をさせた人の年齢に関わらず、損害賠償責任を負う場合がある。【○】

A：損害賠償責任に年齢は関係なく、加害者側が責任を負わなければなりません。

★ 過去の事故内容及び判決

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 年 月 | 2013年7月（神戸地裁） |
| | 内 容 | 坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。
女性は意識不明。 |
| | 判 決 | <u>9521万円</u> |
| 2 | 年 月 | 2007年4月（東京地裁） |
| | 内 容 | 信号を無視した37歳男性の自転車が横断歩道を歩行中の55歳女性と
衝突。女性は死亡。 |
| | 判 決 | <u>5438万円</u> |
| 3 | 年 月 | 2007年7月（大阪地裁） |
| | 内 容 | 歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。
男性は死亡。 |
| | 判 決 | <u>3000万円</u> |
| 4 | 年 月 | 2011年11月（大阪地裁） |
| | 内 容 | 60歳男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。
その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人
と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。 |
| | 判 決 | <u>禁錮2年</u> |

<指導のポイント>

自転車による事故でも上記のように、高額賠償となるケースがあります。

大阪府では、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、「自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない」と定められています。

日頃から事故を起こさないよう安全運転に努めるのはもちろん、万一のときに備えて自転車保険に加入しましょう。